

○順天堂大学教員のサバティカル研修に関する規程

〔制定 令和3年2月1日〕

(趣旨)

第1条 この規程は、順天堂大学（以下「本学」という。）における教員の教育研究の遂行に必要な資質の向上を図るため、教員自らが研究目標を定めて一定の期間にわたり研究に専念する研修（以下「サバティカル研修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研修期間)

第2条 サバティカル研修の期間は、原則として、6月以上1年以内の継続した期間とする。ただし、必要と認められる場合は研修期間を2年とすることができる。

(資格)

第3条 サバティカル研修を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 専任教員として採用された日から起算して、サバティカル研修の利用申請の時点で7年以上の継続勤務年数（休職期間を除く）を有する者。ただし、45歳以下の専任教員にあつては、3年以上の継続勤務年数（休職期間を除く）で可とする。
- (2) サバティカル研修の既利用者については、直近のサバティカル研修期間の終了日の翌日から起算して、サバティカル研修の利用申請の時点で7年以上の継続勤務年数（休職期間を除く）を有する者
- (3) その他学長が必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者はサバティカル研修を利用することができない。

- (1) サバティカル研修期間の終了後、定年退職までの期間が5年未満となる者
- (2) サバティカル研修期間の終了後、引き続き勤務する意思のない者
- (3) 懲戒処分を受けた日の属する年度の末日から3年以内の者

(研修期間中の身分及び給与)

第4条 サバティカル期間中は、教員としての身分を保持し、給与については、本給のみを支給し、諸手当及び賞与は支給しない。

2 前項の規定による給与の支給率は研修期間により次のとおりとする。

(1) 6月以上1年以内 100%

(2) 1年超2年以内 70%

3 サバティカル期間中に昇給、給与改定があった場合、これを適用する。

4 サバティカル期間は、退職金の算定に加算する。

(職務の免除)

第5条 サバティカル研修期間中は、原則として、サバティカル研修に係る業務以外の職務を免除する。

2 前項の規定にかかわらず、当該教員にのみ可能な業務で、かつ、当該教員がその業務による負担が少ないと判断できる場合は、部門長の許可のもとに特別に当該業務に従事することができる。

(兼業)

第6条 サバティカル期間中における兼業は原則として認めない。ただし、学長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(代替教員)

第7条 教員及びその所属長は、サバティカル研修の利用を申し出るときは、代替教員の確保について部門長と十分に協議をしなければならない。なお、順天堂医院以外の附属病院に所属する場合は、本郷・お茶の水キャンパスの担当教授とも十分に協議をしなければならない。

2 部門長は、前項の協議の結果、教員の配置転換その他の方法によっても、サバティカル研修を申請した教員の業務を処理することは困難であると認めた場合は、代替教員の任用を申請することができる。なお、この場合の手続きは本学の教員の任用に係る諸規程に従う。

3 代替教員は、原則として非常勤教員とする。ただし、附属病院に勤務する教員の代替は、専任教員とすることができる。

(申請手続き)

第 8 条 教員は、サバティカル研修の利用を申し出るときは、所属する部門長に別に定める様式を提出し、記載された研修実施計画等の承認を得たうえで、学長へ申請しなければならない。

2 部門長は、研修実施計画等の承認に当たっては、当該教員が研究計画を実施することにより、教育及び研究等の能力の向上が期待されることを確認するものとする。

(サバティカル研修委員会)

第 9 条 各研究科及び各学部に順天堂大学サバティカル研修委員会（以下「委員会」という。）を置き、サバティカル研修の申請に対し、別に定める基準に基づき審査する。

2 学長は、委員会の議を経て、サバティカル研修者を決定する。

(研修結果の報告)

第 10 条 サバティカル研修に従事した者は、期間の終了後 30 日以内に、サバティカル研修における研究経過・成果報告書を別に定める様式により学長に提出しなければならない。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、サバティカル研修の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て、理事長が行う。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。